

# ひょうご農地・水ニュース



令和4年度 みどり豊かなふるさと大賞 知事賞  
宮置資源保全活動隊（撮影地：姫路市夢前町宮置地区）  
「大型トラクターの無人自動運転」

多面的機能支払交付金制度が創設されてから10年の月日が経ち、今年度は多くの活動組織が活動実施期間の節目を迎えます。この度、期間の取り扱いに一部変更があったことから、今号でも、詳細な内容を掲載しております。併せて、令和4年度末に実施した組織向けアンケートの結果と活動関係書類作成のポイントをご紹介します。

## ●●●●● CONTENTS ●●●●●

- P.2～4 活動組織向けアンケート結果
- P.5 多面的機能支払交付金制度第2期対策1年延長
- P.6～7 「実施状況の確認」協力のお願いと活動書類のポイント
- P.8 お知らせ



兵庫県多面的機能発揮推進協議会  
ホームページ  
<http://hyogo-nouchimizu.com/>



兵庫県多面的機能発揮推進協議会  
公式LINE

ID: @967ylkis

**是非ご登録ください！**



監修：兵庫県農林水産部農地整備課  
発行：兵庫県多面的機能発揮推進協議会

兵庫県土地改良事業団体連合会

## 令和 4 年度 多面的機能支払交付金活動組織アンケートより 組織向けアンケート結果について

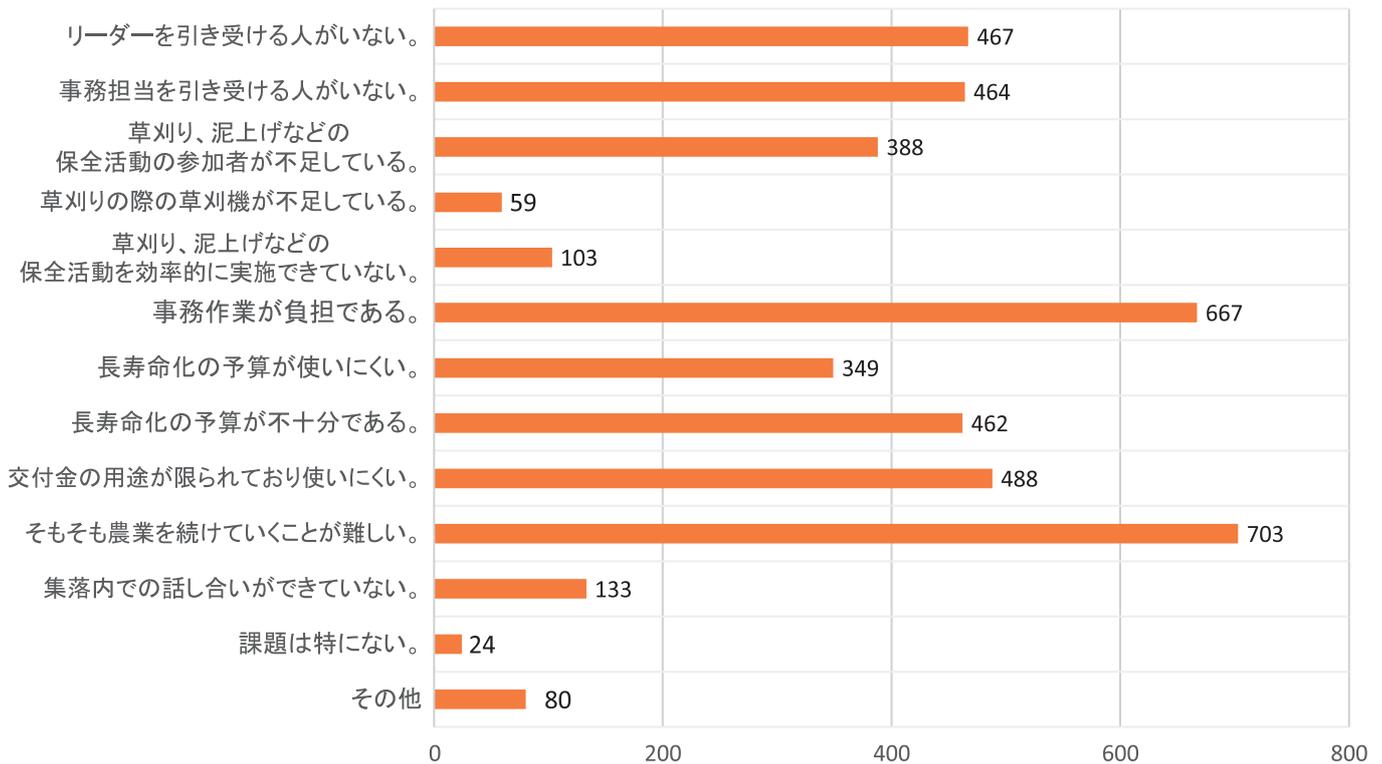
令和 4 年度末に活動組織を対象にアンケートを実施したところ、1,181 組織にご回答いただきました。今回は、『Ⅰ 活動継続の課題』、『Ⅱ 広域化』、『Ⅲ 草刈り』、『Ⅳ サポート体制整備』など、県内の活動組織が短期的、長期的に直面する課題をテーマにアンケートを行いました。

推進協議会としては頂いたアンケートの結果を参考に、今後の方針を決定し、県内組織への推進方法を検討してまいります。

### Ⅰ 活動継続の課題

#### 1. 活動にあたっての課題について

※複数回答

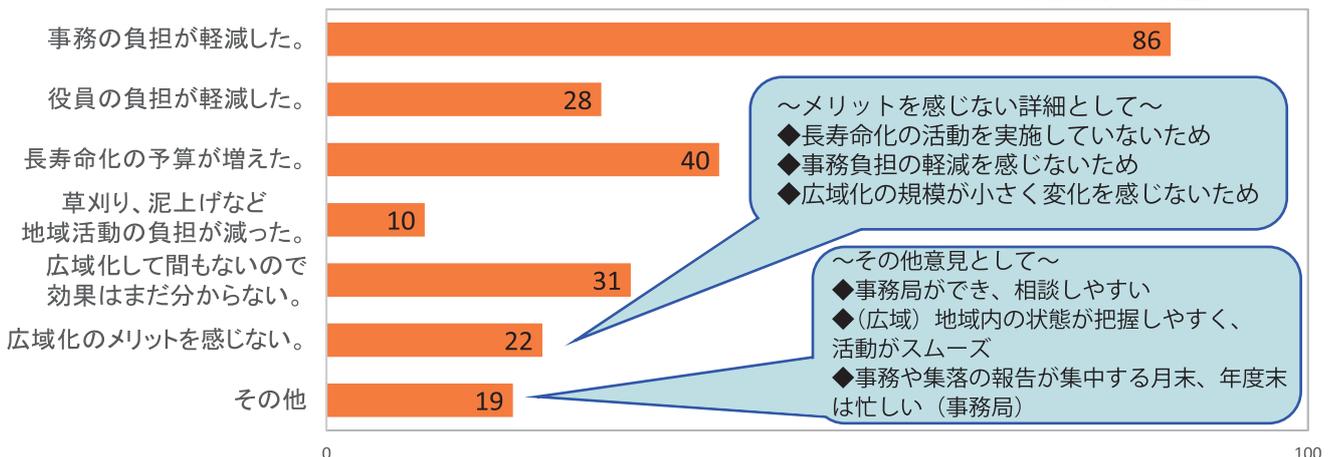


課題の内、“一番大きいと感じる課題”については「リーダーを引き受ける人がいない。」、「事務作業が負担である。」、「そもそも農業を続けていくことが難しい。」、「長寿命化の予算が不十分である。」といった意見が多く選ばれました。

### Ⅱ 活動組織の広域化による持続的な活動体制づくり

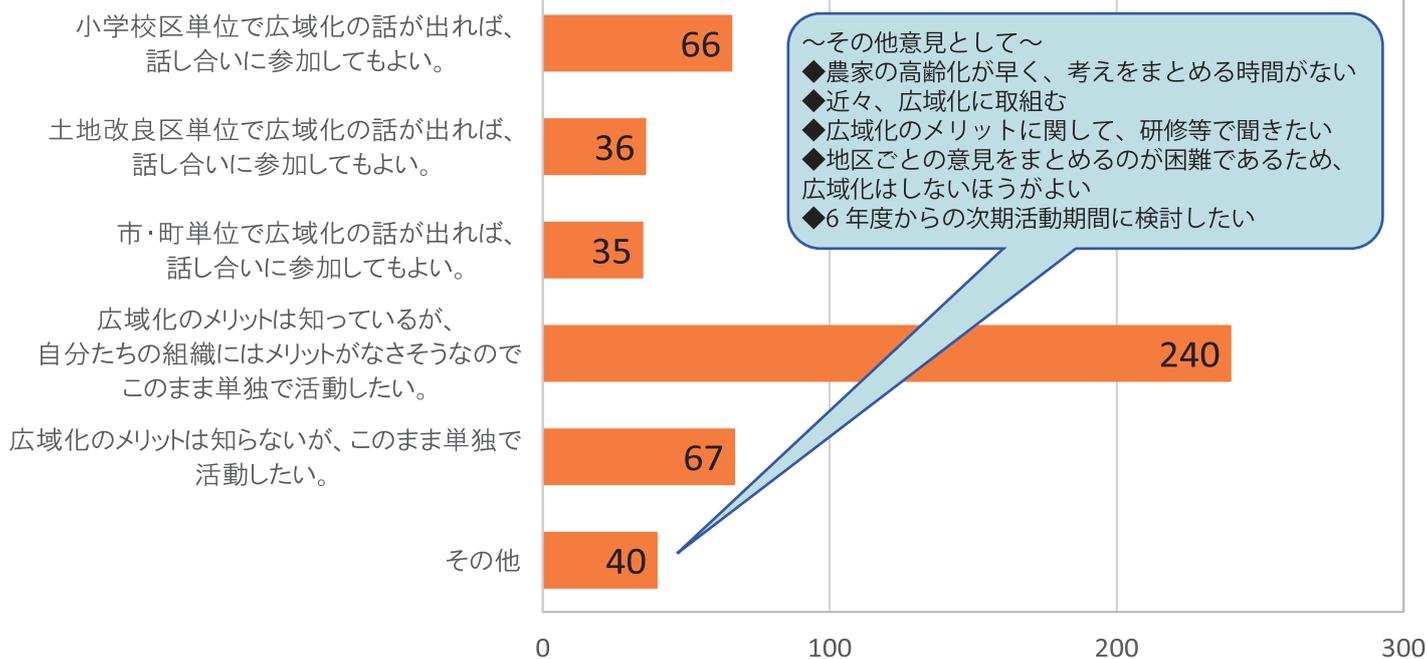
#### 1. 広域化により変わったことについて（広域化組織への設問）

※複数回答  
県内広域組織は 16 組織ですが、広域事務局及び下部組織より複数ご回答を頂いたため、回答数は 16 以上。



## 2. 広域化についての考え（広域化してないが、組織で話した事がある組織への設問）

※一つ回答

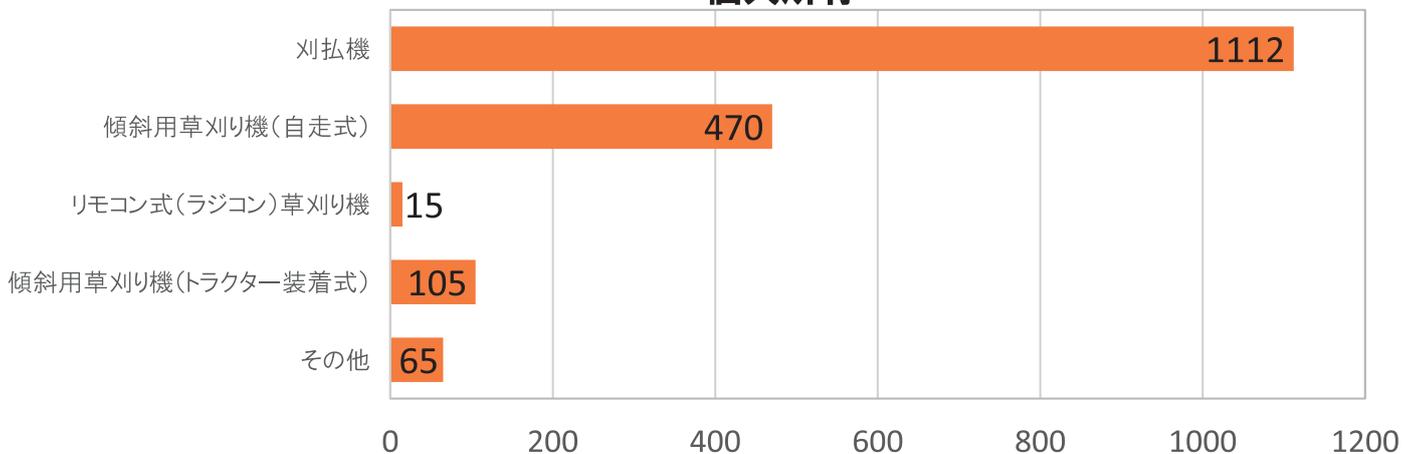


## Ⅲ 草刈り作業の省力化と新たな体制づくり

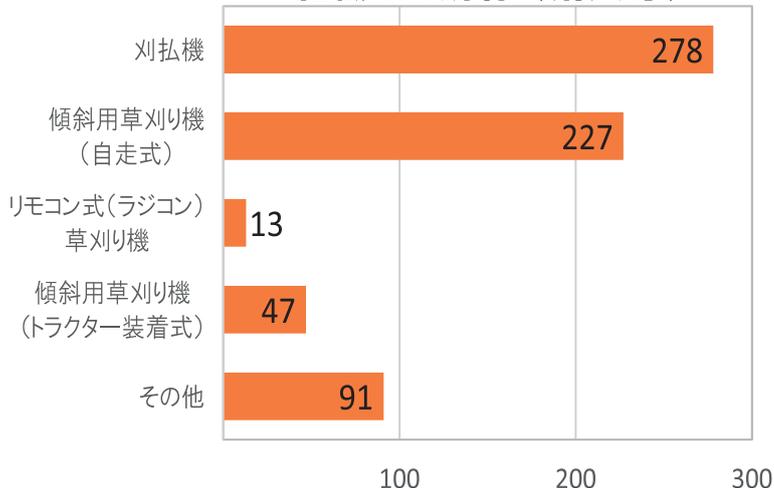
### 1. 草刈り活動時に使用する草刈機の所有状況について

※複数回答

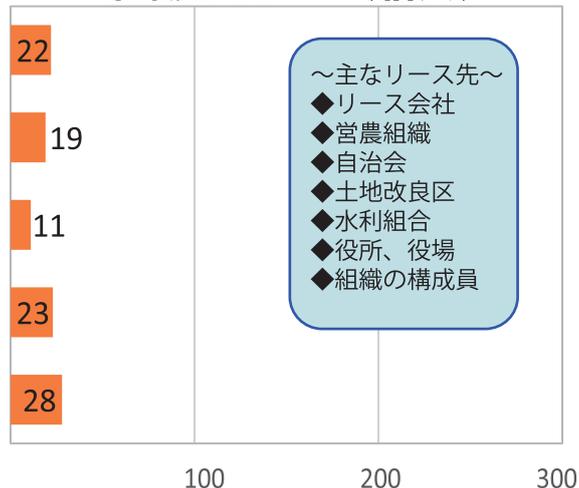
#### 個人所有



#### 組織での所有（購入等）

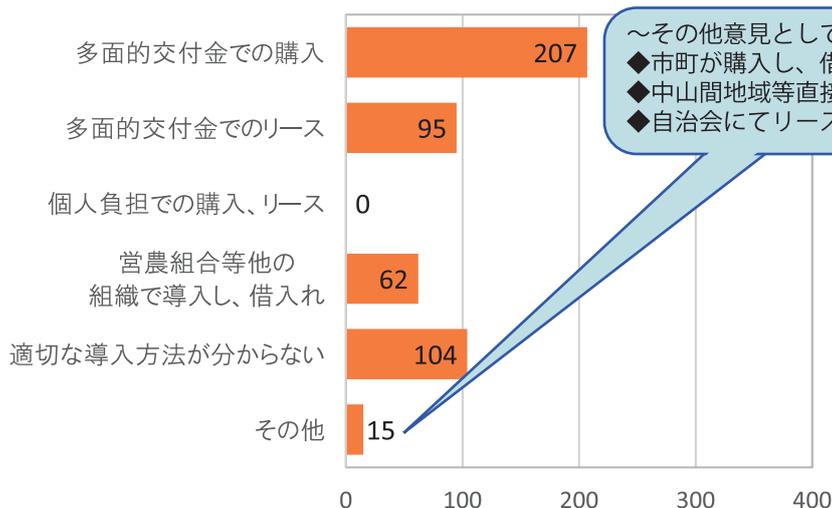


#### 組織でのリース（借入）



## 2. 草刈機の導入方法について（先進草刈機導入を希望する組織）

※一つ回答



～その他意見として～  
 ◆市町が購入し、借入れ（要望意見）  
 ◆中山間地域等直接支払制度等、別事業での導入  
 ◆自治会にてリースによる導入

また、先進草刈機の導入を希望しない組織からは、その理由として、  
 ◆現在所有する草刈機で十分である。  
 ◆地形的に新たな草刈機は使えない。  
 ◆導入費用が交付金では足りない。  
 といった回答が多く見られました。

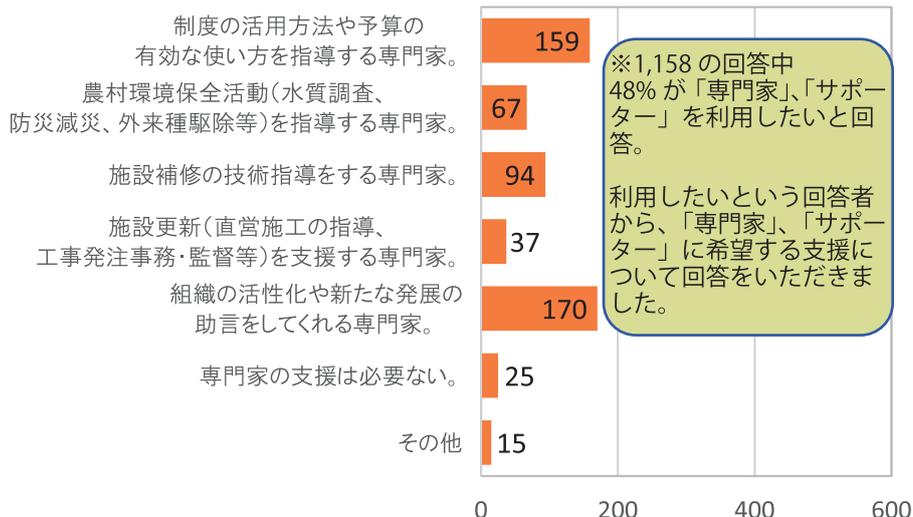
※1,153の回答中  
 42%が導入希望、58%が希望しない。

## Ⅳ 活動組織をサポートする体制の整備、多様な人・団体等の参画の促進

### 1. “専門家”に最も希望する支援

※一つ回答

「専門家」…豊富な知識で活動の相談を行う方を想定



※1,158の回答中  
 48%が「専門家」、「サポーター」を利用したいと回答。

利用したいという回答者から、「専門家」、「サポーター」に希望する支援について回答をいただきました。

～結果解説～

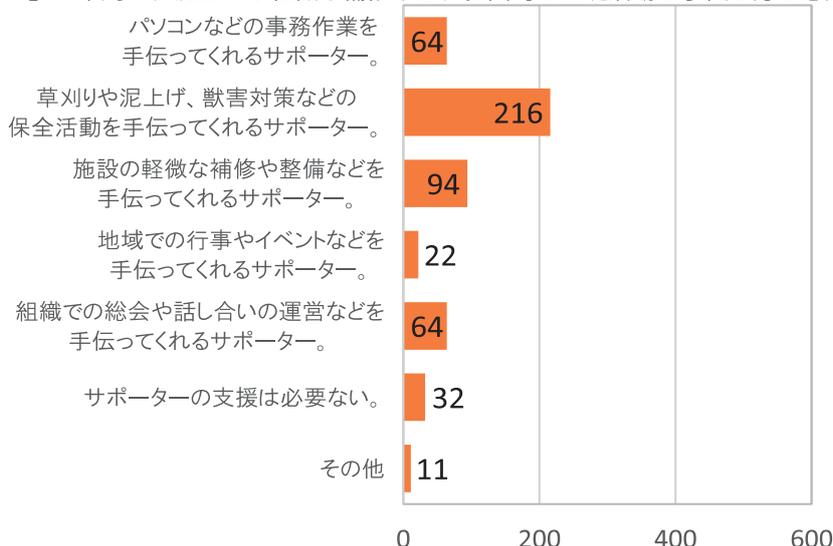
『Ⅰ 活動継続の課題』については、「事務作業の負担」や「長寿命化予算の不足」といった多面的制度での活動における課題のほか、「農業存続が難しい」といった根本的な課題を抱えている組織が最も多く見られる厳しい結果となりました。

『Ⅱ 広域化』における、既存の広域組織への設問では、事務負担軽減等のメリットがあるといった回答が多く見られた一方で、広域化のメリットを知りつつも、単独での活動を望む活動組織も多くおられることが分かりました。

### 2. “サポーター”に最も希望する支援

※一つ回答

「サポーター」…草刈り、泥上げや軽微な補修など、多面的の基礎活動を手伝う方を想定



『Ⅲ 草刈り』での、草刈機の所有状況から、リモコン式や、トラクター装着式などの先進草刈機械の導入数は少ないことが分かりました。導入数の少なさに比べて、先進草刈機の導入を希望する組織の数は非常に多いことが分かる結果となりました。

『Ⅳ サポート体制整備』では、「専門家」は交付金の活用や予算運用、組織発展の助言を促す交付金制度に関する有識者の需要が高く、一方「サポーター」には、草刈りや泥上げなどの基礎的な農地維持活動の手伝いが求められていることが分かりました。

## 多面的機能支払交付金 第2期対策の最終年度が1年延長 第3期対策は令和7年度からスタート

多面的機能支払交付金は、5年を1期として施策の効果を検証し、見直しています。令和5年度は第2期の最終年度でしたが、**第2期対策が1年延長**されることとなりました。**令和7年度から第3期がスタート**です。



### 事業実施期間の終了を迎える組織の皆さんへ

計画終期が令和5年度末となっている活動組織の方々は、令和6年度から活動を継続する場合、事業計画の再認定が必要ですが、**第3期対策の開始時期（令和7年度）に合わせて、新たな事業計画の認定を受けられるよう、現計画の実施期間を1年延長（令和6年度末まで）**する手続きも可能です。

#### 地域資源保全管理構想の策定

農地維持支払交付金の交付を受けて活動を実施している組織は、地域資源保全管理構想を策定し、市町長に提出して下さい。

**第2期対策は1年延長**されますが、**地域資源保全管理構想は令和5年度までに策定し、提出するよう**お願いします。



#### 事業計画の1年延長手続き

継続して活動に取り組むために、現計画の1年延長手続きを行うことが必要です。

※合意形成（書面議決等も可）を図り、新たな事業計画の再認定に必要な書類を整え、市町長へ認定申請を行い、再認定手続きをすることも可能です。

**令和7年度から第3期対策がスタート**するため、**令和6年度から新たに始まる事業計画の認定を受ける場合、見直された制度の内容に応じて、令和7年度に事業計画の変更等の手続きが必要になる可能性があります。**



#### 交付金の精査

事業計画に定める実施期間終了年度末に残額が生じた時は、当該残額を市町長に返還することが必要です。**交付金の精査**をお願いします。

ただし、実施期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け活動を継続する組織については、（新たな事業計画の年度当初に交付金の交付が行われるまでの間の活動資金として）残額を新たな事業計画に基づく活動に係る交付金の経理に含めることができる（**持越できる**）こととされています。

**※残額の持越にはルールがあります。**

新たな事業計画の年度当初に交付金の交付が行われるまでの間の活動資金であること、実施期間終了年度の年度交付額の3割程度を上回ることができないこと、持越の用途を実施状況報告において明確にさせることなどが必要です。



## 「実施状況の確認」協力のお願いと活動書類のポイント

農林水産省の地方支分部局「近畿農政局」では、毎年度、県内の組織を抽出し、活動や報告書類等の作成が適切に行われているか検査する『抽出検査』を行っております。

併せて、推進協議会も『実施状況の確認』として、毎年度10市町30組織程度を対象に、組織の事務能力の向上、より適正な活動の推進を目的に、活動内容、報告書等の確認を行っております。

『実施状況の確認』の対象となる組織の方には準備や当日の確認立会等でご足労をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

これまでの『実施状況の確認』において、助言や確認としてよく挙げられた「ポイント」について解説します。



### 活動組織規約

※農林水産省の組織向け規約様式による定めを基に解説

#### 【事務所の所在地について】

- ◆代表者の個人住所番地を記載している場合は、代表者変更に応じて、規約の改正が必要になります。

例「主たる事務所を代表者宅とする。」もしくは「～事務所を〇〇公民館とする。」といった表記にすることも可能。

※但し、主たる事務所には活動組織に関する規約等の書類、会計帳簿等を備え付ける必要があります。（同規約内に定めあり）

#### 【役員の定数及び選任について】

- ◆規約に記載した**役員の定数が、実際の役員数と合うように。**  
（構成員名簿の役員数と一致するように）

- ◆（推奨）会計をチェックする監査役は2名以上置くことが望ましい。

#### 【総会について】

- ◆総会の招集、結果通知は**書面により欠席者も含めて構成員全員に周知**する。

- ◆開催には**構成員過半数の出席**が必要。出席は委任状をもってかえることも可能。

- ◆議決は原則、出席者の過半数の賛成が必要。  
但し、規約の変更、構成員の除名など特別な事項は3分の2以上の賛成が必要。

- ◆総会終了後は、右図のような議事録等で総会の記録を残します。

#### 見本

令和〇年度 〇〇〇活動組織 総会議事録

令和〇年 〇月〇日  
時間 〇時～〇時  
場所 〇〇公民館

1. 開会
2. 挨拶
3. 出席人数 構成員 35人出席 / 40人中  
委任状 5人
4. 議決事項 第1号議案 R6年度計画について  
賛成 35人 否決 0人  
第2号議案 R5年度報告について  
賛成 35人 否決 0人  
：
5. 閉会

## 活動計画書、報告書

### 【（長寿命化）直営施工の実施について】

◆資源向上支払（長寿命化）の交付単価は、直営施工の有無で変わります。

（広域組織は一律）

直営施工有りの交付単価を選択される場合、（長寿命化）の計画では、☆直営施工の実施方針について「全て直営施工」または「一部直営施工」いずれかに○を選択する必要があります。また、直営部分の活動については活動記録への記載が必要です。

活動内容			延べ数量 (単位はkm か)	年度計画				
施設区分	活動項目	内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
水路	61 水路の補修	○○水路の破損部分の補修	0.50 km	○	○	○		
農道	63 農道の補修	△△農道の路肩・法面の補修	0.10 km				○	○

この線より上に行を挿入してください。

☆直営施工の実施方針について



全て直営施工



一部直営施工



直営施工は実施しない



### 【計画された活動項目の実施について】

◆活動組織で実施した活動は全て活動記録に記載し、実施する活動項目については事前に活動計画を立てる必要があります。

### 【組織内での金銭受領について】

◆組織内での金銭受領に関するトラブルを防ぐため、受領の際はその旨を書面で記録しましょう。立替払いの際の記録は右の図をご参考下さい。

#### 見本

レシート・  
領収書

R5.8/3  
3,000 円  
お茶代

R5.8/5 3,000 円を領収しました。  
「サイン」もしくは「押印」

(日付、金額、受領した旨と  
受領印(サイン)を記載。)

## 外注工事の実施

### 【見積もり基準の設定について】

◆見積もり基準については、市町など公的な外部団体の基準を参考に設定し、基準に応じた見積り書の保存が必要です。

### 【関係書類の保管】

◆工事発注の際は、見積り書のほか、契約書（請書）、一連の写真や完了報告などの出来高に関する書類、請求書といった関係書類の発行、保管が必要です。

本項目に記載の内容については、各市町に応じて統一的な決まり、基準が設けられている場合がございます。

記載内容が市町からの指導内容と一部異なる場合は、原則、市町の指導方針をご優先願います。

お知らせ

## 共同活動時の安全管理を徹底し、事故発生防止

農林水産省作成「共同活動の安全のしおり」のパンフレット等を活用して安全管理の徹底を図り、事故の発生を防止しましょう。また、活動を行う前に、必ず保険に入りましょう。

万一、病院で診察を受けた事故、保険適用の事故などがあった場合は、速やかに市町担当部局に事故概要を報告して下さい。

### 【事故報告概要】

兵庫県〇〇市町 〇〇活動組織

作業内容：水路の草刈

被災者：〇〇歳男性 構成員

被災日時：令和〇年〇月〇日 〇時

事故状況：水路の草刈作業時、誤って側溝に転落し、右足靭帯を損傷

保険の加入：有



### 【安全管理に関連するホームページ】

兵庫県多面的機能発揮推進協議会 HP  
（農林水産省作成「共同活動の安全のしおり」も入手できます。）

<http://hyogo-nouchimizu.com/information/>

農林水産省 HP「農作業安全対策」

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)



お知らせ

## 多面的機能支払交付金に係る研修会の開催



県内活動組織を対象として、皆さまから要望の多かった「草刈り作業の安全講習」と「鳥獣害対策」をテーマに、県下5会場で開催します。

日時（12月～2月を予定）、開催場所等、詳細が決まり次第、別途郵送にてご案内いたします。

お知らせ

## 第16回ひょうご水土里のふるさとフォーラム

### テーマ「持続的な地域づくり

### ～みんなで考える農村の未来～

とき：  
令和5年12月22日（金）  
13:30～

ところ：  
「兵庫県公館・  
サテライト会場」

◆『みどり豊かなふるさと大賞』

表彰：兵庫県知事賞：1団体、  
委員長賞：3団体

◆優良事例発表

◆パネルディスカッション

今年度は「持続的な地域づくり～みんなで考える農村の未来～」をテーマに開催します。

優良地区への表彰を始め、優良事例をまとめたパネルの展示、知事賞受賞地区による優良事例発表、広域組織同士によるパネルディスカッションを予定しています。

当日、兵庫県公館まで来場することが困難な方のためにサテライト会場でのweb視聴も実施する予定です。

※個人視聴を対象としたweb配信は予定しておりません。

活動組織へは別途、郵送によりご案内します。

